

「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の再編を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から14年が経過したが、その影響は継続しており、双葉地方のみならず県内全域に暗い影を落としている。7市町村には未だ帰還困難区域が存在し、複合災害がもたらした被害の大きさを強く感じざるを得ない。風評被害も依然根強く、特に農林水産業について、米や牛肉など一部品目の販売価格が全国平均を下回る水準にあるなど厳しい状況に置かれている。

福島第一原子力発電所での廃炉作業については、燃料デブリの取出しなど前例のない困難な作業が続いている。また、東京ドーム11個分にものぼる中間貯蔵施設内の除去土壌等についても、最終処分に向けたロードマップは示されたものの、具体策については未だ見通しが立っていない。

一方、震災への関心も歳月の経過とともに低下し、記憶の風化は加速度的に進んでいく。また、避難地域では、地域ごとに復興の進捗が異なり、地域が抱える課題も個別化・複雑化している。

そのような中、参議院では、復興関連法案等を審議してきた「東日本大震災復興特別委員会」と、主に自然災害に関する諸問題への対応を審議してきた「災害対策特別委員会」を統合し「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」を設置した。しかし、原子力災害は継続中であり、風水害、地震などの自然災害とは大きく様相を異にする。また、特別委員会の統合により、所管する調査事項が広範囲に及ぶため、被災地域の実情に即した適時適切な復興政策への反映が困難となるばかりでなく、復興への議論が希薄になり、震災記憶の風化も一層進みかねない懸念がある。

国は、被災地域の方々が「復興が成し遂げられた」と実感する日まで、被災地に親身に寄り添い、真摯な姿勢で、迅速かつ的確な支援と対応を行う必要があるが、今回の特別委員会の統合は、復興途上にある避難地域の実情や意向に沿うものではなく、国会における震災復興に対する問題意識の低下や風化の現れと言わざるを得ない。

よって、国においては、参議院の「災害対策及び東日本大震災復興特別委員会」の在り方を再度見直し、これまでの「東日本大震災復興特別委員会」と「災害対策特別委員会」の2つに再編するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

衆議院議長
参議院議長宛て
内閣総理大臣

福島県議会議長 矢吹貢一